

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○県統計調査の実施及び告示の廃止	(統計分析課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出	(福祉指導課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(") 1
◎告示(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部改正	(漁業管理課) 2
○道路の区域変更	(道 路 課) 3
○道路の供用開始	(") 3
◎告示(海岸保全区域の指定及び告示の廃止)の一部改正	(港湾・海岸課) 4
高知県教育委員会告示	
○県統計調査の実施及び告示の廃止	(教育委員会事務局教育政策課) 5
高知県人事委員会規則	
◎職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則	5
入札公告	
○一般競争入札(資産管理ソフトウェア(SKYSEA Client View (GL) Light Edition クライアントライセンス)の借入れ)の公告	(デジタル政策課) 5
その他	
○令和3年度行政書士試験の合格者	(法務文書課) 6

告 示

高知県告示第64号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示し、令和元年12月高知県告示第595号(県統計調査の実施)は廃止する。
令和4年1月28日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
高知家の魚応援店制度に関するアンケート調査(応援の店登録事業者用)
- 調査の目的
高知家の魚応援店制度(以下「制度」という。)に登録している飲食店等(以下「飲食店等」という。)と県内の事業者との取引状況及び飲食店等の求めている情報等を把握し、事業の効果及び今後の取引拡大に向けた取組内容の検討を行うための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
国内全域
 - 単位
店舗
 - 属性
県産水産物を取り扱う飲食店等
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
ア 制度に参画している県内の事業者との取引状況
イ 県内の事業者及び産地に対する要望
ウ 仕入れ(興味がある県産品を含む。)に関する情報
エ 新型コロナウイルス感染症の影響
オ 制度に関する意見及び提案
 - その基準となる期日
毎年1月末日現在
- 報告を求める者
 - 数
約1,000店舗
 - 選定方法
県が作成した飲食店等のリストによる全数
- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
 - 調査方法
郵送、オンライン又はファクシミリによる調査
- 報告を求める期間
 - 調査の周期
1年
 - 調査票の提出期限

毎年2月上旬

高知県告示第65号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和4年1月28日

高知県知事 濱田 省司

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
変更前	四国調剤薬局しのはら店	南門市篠原1887番地3	令和3年12月1日
変更後	アイン薬局篠原店		

高知県告示第66号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和4年1月28日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
影山歯科診療所 安芸市矢ノ丸二丁目7-4 令3・11・3

高知県告示第67号

令和2年12月高知県告示第932号(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部を次のように改正する。

令和4年1月28日

高知県知事 濱田 省司

10の(1)の表中

9
10
6
14 (操業区域7全体で14)
14 (操業区域7全体で14)

を

10
20
20

20 (操業区域7全体で20)
20 (操業区域7全体で20)

に改める。

13の(1)の表中

	操業区域5	周年	定めなし	定めなし	0	漁業権者の同意のある者
--	-------	----	------	------	---	-------------

を

	操業区域5	周年	定めなし	定めなし	0	漁業権者の同意のある者
	操業区域6	周年	定めなし	定めなし	1	漁業権者の同意のある者

に改め、13の(3)中

「オ 操業区域5

点の位置

基点A 土佐清水市布県漁場基点第134号

基点B 基点Aから磁針方位186度38分の線上基点Aから1,000メートルの点

基点C 基点Dから磁針方位138度0分の線上基点Dから1,000メートルの点

基点D 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子簀共同漁業権境界基点

基点A B、B C及びC Dを結ぶ3直線並びに基点D A間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

を

「オ 操業区域5

点の位置

基点A 土佐清水市布県漁場基点第134号

基点B 基点Aから磁針方位186度38分の線上基点Aから1,000メートルの点

基点C 基点Dから磁針方位138度0分の線上基点Dから1,000メートルの点
 基点D 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子碇共同漁業権境界基点
 基点A B、B C及びC Dを結ぶ3直線並びに基点D A間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域
 カ 操業区域6
 点の位置
 基点A 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
 基点B 香南市夜須町手結崎灯台
 基点Aから磁針方位185度0分の線及び基点Bから磁針方位184度0分の線により区切られた海域のうち漁業権区域に改める。」

高知県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年1月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見吉野545番1から高岡郡中土佐町大野見吉野1390番まで	前	4.7 }	99
	後	6.9 }	99
		30.8	

高知県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年1月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町久礼字トヤガモリ7639番4から高岡郡中土佐町久礼字長生屋舗7633番2まで	77	令和4年1月28日
高岡郡中土佐町久礼字トヤガモリ7639番20から高岡郡中土佐町久礼字トヤガモリ7639番4まで	148	令和4年1月28日

高岡郡中土佐町大野見吉野 545番1から 高岡郡中土佐町大野見吉野 1390番まで	99	令和4年1月28 日
--	----	---------------

高知県告示第70号

昭和50年1月高知県告示第30号(海岸保全区域の指定及び告示の廃止)の一部を次のように改正する。

令和4年1月28日

高知県知事 濱田 省司

1を次のように改める。

1 桂浜、浦戸及び長浜地区海岸保全区域

(1) 基準点

ア 高知市桂浜旧高知灯台跡地先の地点（北緯33度29分45.8885秒・東経133度34分23.7614秒）を基準点1とする。

イ 基準点1から方位角114度00分00秒78.000メートルの地点を基準点2とする。

ウ 基準点2から方位角71度00分00秒20.000メートルの地点を基準点3とする。

エ 基準点3から方位角7度00分00秒150.000メートルの地点を基準点4とする。

オ 基準点4から方位角50度00分00秒210.000メートルの地点を基準点5とする。

カ 基準点5から方位角300度00分00秒30.000メートルの地点を基準点6とする。

ガ 基準点6から方位角340度00分00秒131.000メートルの地点を基準点7とする。

キ 基準点7から方位角262度00分00秒222.000メートルの地点を基準点8とする。

ギ 基準点8から方位角269度00分00秒46.000メートルの地点を基準点9とする。

ク 基準点9から方位角263度00分00秒70.000メートルの地点を基準点10とする。

グ 基準点10から方位角262度00分00秒64.000メートルの地点を基準点11とする。

ケ 基準点11から方位角256度00分00秒73.000メートルの地点を基準点12とする。

ゲ 基準点12から方位角264度01分14秒304.792メートルの地点を基準点13とする。

コ 基準点13から方位角172度00分00秒25.000メートルの地点を基準点14とする。

ゴ 基準点14から方位角152度00分00秒38.000メートルの地点を基準点15とする。

サ 基準点15から方位角166度00分00秒23.000メートルの地点を基準点16とする。

ザ 基準点16から方位角193度00分00秒45.000メートルの地点を基準点17とする。

シ 基準点17から方位角244度00分00秒30.000メートルの地点を基準点18とする。

ジ 基準点18から方位角230度00分00秒20.000メートルの地点を基準点19とする。

ス 基準点19から方位角265度00分00秒67.000メートルの地点を基準点20とする。

ズ 基準点20から方位角311度00分00秒28.000メートルの地点を基準点21とする。

セ 基準点21から方位角280度00分00秒25.000メートルの地点を基準点22とする。

ゼ 基準点22から方位角262度00分00秒22.000メートルの地点を基準点23とする。

ソ 基準点23から方位角228度00分00秒41.000メートルの地点を基準点24とする。

ゾ 基準点24から方位角212度00分00秒34.000メートルの地点を基準点25とする。

タ 基準点25から方位角211度00分00秒62.000メートルの地点を基準点26とする。

ダ 基準点26から方位角152度00分00秒25.000メートルの地点を基準点27とする。

チ 基準点27から方位角250度00分00秒45.000メートルの地点を基準点28とする。

ヂ 基準点28から方位角282度00分00秒54.000メートルの地点を基準点29とする。

ツ 基準点29から方位角272度00分00秒60.000メートルの地点を基準点30とする。

ヅ 基準点30から方位角293度00分00秒20.000メートルの地点を基準点31とする。

テ 基準点31から方位角290度00分00秒24.000メートルの地点を基準点32とする。

デ 基準点32から方位角339度00分00秒20.000メートルの地点を基準点33とする。

ト 基準点33から方位角6度00分00秒115.000メートルの地点を基準点34とする。

ド 基準点34から方位角0度00分00秒35.000メートルの地点を基準点35とする。

ナ 基準点35から方位角314度00分00秒135.000メートルの地点を基準点36とする。

ニ 基準点36から方位角265度00分00秒70.000メートルの地点を基準点37とする。

ヌ 基準点37から方位角237度00分00秒35.000メートルの地

点を基準点38とする。

ネ 基準点38から方位角187度00分00秒22.000メートルの地点を基準点39とする。

ノ 基準点39から方位角224度00分00秒24.000メートルの地点を基準点40とする。

ハ 基準点40から方位角230度00分00秒26.000メートルの地点を基準点41とする。

バ 基準点41から方位角243度00分00秒35.000メートルの地点を基準点42とする。

パ 基準点42から方位角266度00分00秒62.000メートルの地点を基準点43とする。

ヒ 基準点43から方位角308度00分00秒31.000メートルの地点を基準点44とする。

ビ 基準点44から方位角340度00分00秒20.000メートルの地点を基準点45とする。

ピ 基準点45から方位角7度00分00秒30.000メートルの地点を基準点46とする。

フ 基準点46から方位角316度00分00秒61.000メートルの地点を基準点47とする。

ブ 基準点47から方位角270度00分00秒18.000メートルの地点を基準点48とする。

プ 基準点48から方位角295度00分00秒55.000メートルの地点を基準点49とする。

ヘ 基準点49から方位角242度00分00秒222.000メートルの地点を基準点50とする。

ベ 基準点50から方位角354度00分00秒180.000メートルの地点を基準点51とする。

ペ 基準点51から方位角0度00分00秒75.000メートルの地点を基準点52とする。

(2) 補助点

ア 基準点1から基準点52までの間の海上に基1から基52までを設定する。

イ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

基1 基準点1から方位角180度00分00秒130.000メートルの点

基3 基準点3から方位角120度00分00秒85.000メートルの点

基4 基準点4から方位角148度00分00秒120.000メートルの点

基5 基準点5から方位角115度00分00秒170.000メートルの点

基6 基準点6から方位角77度00分00秒350.000メートルの点

基7 基準点7から方位角29度00分00秒140.000メートルの点

- 基8 基準点8から方位角18度31分07秒209.002メートルの点
- 基9 基準点9から方位角350度00分07秒162.585メートルの点
- 基10 基準点10から方位角328度43分27秒54.152メートルの点
- 基13 基準点13から方位角319度36分33秒44.937メートルの点
- 基19 基準点19から方位角0度00分00秒50.000メートルの点
- 基24 基準点24から方位角0度00分00秒75.000メートルの点
- 基28 基準点28から方位角0度00分00秒80.000メートルの点
- 基30 基準点30から方位角0度00分00秒70.000メートルの点
- 基35 基準点35から方位角85度00分00秒50.000メートルの点
- 基36 基準点36から方位角35度00分00秒50.000メートルの点
- 基40 基準点40から方位角0度00分00秒100.000メートルの点
- 基42 基準点42から方位角0度00分00秒80.000メートルの点
- 基49 基準点49から方位角55度00分00秒85.000メートルの点
- 基50 基準点50から方位角60度00分00秒22.000メートルの点
- 基52 基準点52から方位角90度00分00秒20.000メートルの点

(3) 区域

基準点1から基準点49まで、基49から基1まで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域並びに基準点50から基準点52まで、基52、基50及び基準点50を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第1号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示し、令和2年2月高知県教育委員会告示第3号（県統計調査の実施）は、廃止する。

令和4年1月28日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 調査の名称
「食に関する指導」実施状況調査
- 2 調査の目的
県内の学校における食に関する指導の実施状況を把握することにより、今後の学校における食に関する指導を充実させるための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
学校
 - (3) 属性
県立の中学校及び特別支援学校（高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第9号）の規定により県立の特別支援学校に置かれた分校を含む。）並びに市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
ア 食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の作成状況
イ 学校内の食に関する指導の推進組織の設置状況
ウ 食に関する指導を実施する場面
エ 食に関する指導を実施する者
オ 食品ロスに関する指導の実施状況
 - (2) その基準となる期間
報告を求める年の前年の4月1日から調査を実施する日まで
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
約310校
 - (2) 選定方法
学校基本調査の結果による全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県立学校にあっては県が報告者に直接報告を求め、市町村立学校にあっては県が市町村の教育委員会を經由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
電子メールによる調査
- 7 報告を求める期間
 - (1) 調査の周期
1年
 - (2) 調査の実施期間
毎年2月下旬から3月下旬まで

人事委員会規則

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月28日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第3号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同項第3号ア中「利用する」を「使用する」に改め、同条第2項中「計算しがたい」を「計算することが困難である」に、「地方公共団体の長、」を「、地方公共団体の長」に、「信頼するに足る」を「信頼するに足りる」に改め、同条第3項ただし書を削る。

別記第3号様式の3及び別記第7号様式中「自家用車を利用」を「自家用車を使用」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第10条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行（同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行を含む。）については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の職員の旅費に関する規則別記様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年1月28日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

資産管理ソフトウェア（SKYSEA Client View (GL) Light Edition クライアントライセンス） 6,965ライセンス

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

<p>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>(4) 借入物品の納入期限 令和4年3月31日</p> <p>(5) 借入物品の納入場所 入札説明書による。</p> <p>(6) 入札方法 ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。 (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。 (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。 (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0870 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階 高知県総務部デジタル政策課 電話番号088-823-9773</p>	<p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和4年1月28日（金）から同年2月28日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 令和4年1月28日午前9時から同年2月28日午後5時までの間に高知県総務部情報政策課のホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/nyuusatu-jouhou-index.html）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和4年3月10日（木）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年3月9日（水）正午までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品を納入することができることを証明する書類を令和4年3月1日（火）午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定</p>	<p>により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和4年2月10日（木）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。 (9) 関連情報入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。 (10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be leased: Asset management software (SKYSEA Client View (GL) Light Edition) 6,965 licenses (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 1 March 2022 (3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 10 March 2022 (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by noon on Wednesday 9 March 2022 (5) Contact: Digital Policy Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan Tel: 088-823-9773 (6) Others: As in the tender documentation</p> <p>----- そ の 他 -----</p> <p>令和3年11月14日に実施した令和3年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。 令和4年1月28日 一般財団法人行政書士試験研究センター理事長</p>
--	--	---

受験番号

多賀谷 一照

- 7710002
- 7710006
- 7710007
- 7710026
- 7710027
- 7710033
- 7710034
- 7710035
- 7710060
- 7710062
- 7710070
- 7710084
- 7710106
- 7710109
- 7710111
- 7710113
- 7710118
- 7710157
- 7710171
- 7710173
- 7710183
- 7710189
- 7710197
- 7710206